

りにとつても効果が発揮されていると言えよう。しかしこれに加えて、組織認定の審議にあたっては住民の代表の方々は想いを込めて十分に自分で発言し説明されるのが常であることも、素晴らしく思われたものである。

ただ、まち普請においては、その開始において条例の仕組みの一部ではなかったということもあるのか、地域まちづくり組織などがその活動の一環として取り組むとか、

提案団体が地域まちづくり組織に発展していくといった道筋は、もちろんいくつかあったけれども、それほど多くなく、また審査のプロセスでもあまり意識されなかった。一審査員としての反省である。

3 条例のこれからの10年

これからの10年の展望は現下に行進している事態から考えてみるほかない。まち普請は、実際に関わっ

てみて、本当にユニークな事業であり、かつ地域コミュニティの力を引き出す仕組みであった。このところ、予算の削減という問題を抱えているが、さらにこの数年間、コミュニティカフェなどの交流拠点整備に提案が大きく偏ったように感じていた。しかし、今精査してみると、それぞれの拠点はそれぞれの個性を持っており、地域における独自の意義を持っていて多様であることに気づく。金沢区の「さ

くら茶屋にししば」、「ほっこり」、戸塚区の「こまちカフェ」、鶴見区の「鶴見ふれあい館」、港北区の「大倉山おへそ」、西区の「ディアナ横濱」などなど、いずれも提案者の個性と地域の個性とが混じり合った独自のユニークさを持っているのではないか。しかも最近では拠点系でない新しい傾向の提案も再び増えているように思われる。

このような芽が大きくなっていくと良いと思う。

地域福祉保健計画における「地区別計画」の仕組みは、横浜市の地域コミュニティの基盤的な制度となっている。横浜プランナーズネットワークなどの都市計画の専門家的支援者の多くもそこで活躍している。ここで見出された多様な地域課題の中で、ハード整備を必要とするものが、条例やまち普請の利用へと流れ込んでくる動きがさらに加速することが期待されるのではないか。

特集2

地域がまちをつくる。地域とまちをつくる。

① 地域のまちづくり ～今後への期待～

② 横浜市の地域まちづくり、今後10年にむけて

はじめに

横浜市が地域まちづくり推進条例（以下「条例」といふ）を制定する直前の条例検討会に参加してから、現在も地域まちづくり推進委員会委員長を務めているので、既に十数年間横浜市の地域まちづくりに関わってきた。そこで、条例制定10周年を迎えるこの時期に、今後10年に向けての展望を5つの提案を通じて書いてみたい。

さて、日本のまちづくり条

例は1981年神戸市、1982年世田谷区で制定されたことよってスタートを切った。改めて言うまでもないが、それまでの行政主体の都市計画事業に対して、地元の住民がまちづくり協議会に参加して議論と合意をしながら、自らが住むまちの修復型改善事業を進めてきたことは、国際的に見ても画期的なことである。しかし、都市計画が広域計画でトップダウン、まちづくりは狭域計画でボトムアップと、簡単に整理

することはできない。実は市全体の都市計画と地域のまちづくりには常に緊張関係があり、都市計画道路事業等では対立することもかなりある。したがって、日本にまちづくり条例が登場して既に35年が経過しているが、国の都市計画法と市町村のまちづくり条例には、かなりの隔たりがあることを忘れてはならない。私たちは、これまでのまちづくり条例の成果や蓄積、課題を十分踏まえて、都市計画法の改正を提起し、「まちづく

り基本法」のような形での新法を作らないと、日本の今後のまちづくりの抜本的な改革や発展・展開は望めない。

提案1…「都市内分権」の推進

まず最初に提案したいのが、「都市内分権」である。横浜市は、人口約370万人の大都市である。地域まちづくりを標榜する以上、本庁の地域まちづくり課が全ての地域を把握し、きめ細かく計画していくことは不可能であ

卯月 盛夫

早稲田大学社会科学部教授

横浜市地域まちづくり推進委員会委員長

元ヨコハマ市民まち普請事業部会部会長

る。現在のように、まちづくりの必要性が高い地域、あるいはまちづくりの住民意向が強い地域のみを対象にしているのであればまだ可能かもしれないが、今後地域まちづくりの対象地域数は確実に増えていくだろうし、既に始まった各地域のまちづくり運営に終わりは無い。これまでの10年間で多くの地域のまちづくりが進んだことは率直に評価するが、他方支援が行き届かない地域との格差は確実に開いていく。トップを引き上げることと同時に、ボトムの平均水準をあげることもそろそろ考えなくてはならない。つまり、今のままの進め方では、網にひっかからない地域を放置することになり、それは今後許されないだろう。そこで、これまでとは異なる方法で様々な地域の課題をピックアップし、それぞれの課題に対応するまちづくりを進める必要がある。次の10年を見通して、新たな地域の選定のためにこれまでとは異なる評価指標を設定すべきである。

この指標は、これまでのような木造密集率が高い、道路率が低い、公園や遊び場が少ない、というようなハード指標ではなく、むしろ若年失業率が高い、犯罪率が高い、支援を要する世帯が多い等、社会的指標を選択すべきである。あるいは、今後大規模な建替えが必要となるかつてのニュータウン等は、是非重点的に取り上げていく必然性がある。このような地域まちづくりの地域拡大において、必要なのが都市内分権である。とはいえ、どの程度の単位に都市内分権すべきかは、なかなか難しいところである。ドイツは、戦後地方分権を進める中で、自治の単位を最大人口10万人と定めている。つまり10万人を超えるとコミュニティの一体感は薄れると判断し、それ以下の自治組織に分権している。たとえばミュンヘン市は人口130万人であるが、25の地域（平均5万人）に自治組織「市区委員会」を設置し、身近なテーマに関する会議が、月に1回決められた曜日の夜間に開催される。具体的には、地域内の道路や公園等の公共事業、建設予定の店舗や住宅の民間情報等が提供される一方、市民からの問題提起も含めて議論する。もちろん市区委員会の最終決定は、選挙で選出される市区委員のみが行う。市区委員会には独自の予算もあり、また市に対する政策提案機能もある。提案に対して市は3

か月以内の回答義務を負っている。横浜市における都市内分権の姿についても、是非議論を始めて欲しい。（写真1）

提案2…各区に「まちづくりセンター」を設置

分権された各区役所には、地域まちづくり課と地域福祉課があり、それぞれが地域担当制によってきめ細かな地域課題の把握や地域課題の解決を目指すことが可能となる。さらに、住民主体の活動を支援するために、区毎にまちづくりセンターがあつて欲しい。まちづくりセンターは、基本的にNPO法人が担い、住民はもちろん企業等の主体的な活動の場とするが、各区役所は財政的、人的にも支援する必要がある。私のイメージでは、横浜コミュニティデザイン・ラボの存在に近い。オンライン・ラボの存在が近い。クラウドファンディング等を活用しながら、独自にヒトとカネ、モノ、情報を結びつけている好事例である。

さらに、まちづくりセンターは町内会、自治会のまちづくりを支援して欲しい。横浜市の町内会・自治会の加入率は全国でもトップクラスではあるが、必ずしも地域の課題に対応しきれていない。役員になる方々も高齢化し、後

継者不足になっている。まちづくりセンターは、比較的若い世代の住民が感じている子育てや遊び場、交通やみどりの環境等身近な課題を取り上げることによって、関心ある参加者は増え、人材養成の役割も担えると考ええる。世田谷まちづくりトラストはその好例である。

現在のヨコハマ市民まち普請事業（以下「まち普請」という）は、もう少しの間本庁の地域まちづくり課の事業として残しておきたいが、各区役所にはまち普請の方法論を生かした同種のまちづくり支援事業をスタートさせて欲しい。例えば、最大予算150万円程度で、1回の公開審査会で実施できるような、少しハードルを下げた事業があつても良い。この事業については、まちづくりセンターと共に、横浜プランナーズネットワークのような中間支援組織の支援が不可欠である。

具体的には、子供の意見表明権を保障するために、子供達が直接利用する小学校、中学校、高校、児童館、公園、通学路等の公共空間の設計には子供の声を取り入れるルールを定めるべきである。また、子供たちの声を聞くためには専門的技術が必要であるが、その支援をするまちづくりセンターやNPO法人に対する予算もきちんと確保する必要がある。横浜市ではNPO法人ミニシティ・プラスが



写真1 ミュンヘン市で開催される市区委員会（区民会議）の様子、都市内分権といっても堅苦しい雰囲気は全くない

実施する「こどものまち『ミニニコハマシティ』」等の活動実績があるので、今後はその活動との連携が期待される。

また子供の主体的な活動を支援するために、「よこはまこどもまちづくりファンド」の設立を是非提案したい。先進的事例としては、4年前にスタートした「こうちこどもファンド」があり、小中高校生の様々なユニークな活動が広がっている。子供のまちづくり活動は、子供のシティズンシップ形成、市民教育の場であることと同時に、実は周辺の大人や地域社会をも変えていく大きなチカラを有していることも極めて重要である。子供が地域社会の中で活躍する風景をもっと増



写真2 「こうちまちづくりファンド」による助成事例、高齢者の指導を受けながら子どもたちが遊休農地を耕作し、できた野菜を高齢者と共に会食する活動

やしていくことが、コミュニティ活性化につながっていく。(写真2)

提案4…「エリアマネジメント」の推進

条例に基づきこの10年間で、認定を受けた件数は「はじめに」のとおりである。今後も認定件数は増えていくと思われるが、このようなルールやプランは継続的に地区の中でマネジメントされていくだろうか。もちろん公共事業はプランに合致する形で実施されるだろうが、民間の開発や建物はきちんと担保されるだろうか。行政の指導もあるとはいえ、やはり地域まちづくり組織の人材や場所の確保、あるいは専門家の継続的なアドバイスも極めて重要である。地域まちづくり組織の母体がある程度商店会のようにある程度の財政的な基盤や役員体制がしっかりしている場合は不安がないが、自治会・町内会やそれ以外の新規の組織の場合には、人材確保や財政的な基盤は極めて難しい。条例では、一般

的に計画策定が終了した後のマネジメントに予算確保がされていないのが通例である。しかし実際には日常的な学習や活動を通じて、プランやルールの普及にさらに努めなければいけない上、新たな人材養成も必要である。状況によっては、見直し検討も必要である。今後の条例改正等に当たっては、地域毎のエリアマネジメントに対しても、日常的な運営費や場所の確保、専門家（エリアマネージャー）に対する経常的助成も検討すべきである。もちろん助成金にだけ依存するのではなく、地域の個性に合わせた積極的なまちづくり事業による自主財源の確保やクラウドファンディング等の新たな寄付の形を含めて、地域やコミュニティの活性化事業にも積極的に関わることによつて、継続的なエリアマネジメントを進めて欲しい。

提案5…空き家、空き部屋、空き店舗対策

人口減少社会に突入し、日本のおいたるところで空き家、空き部屋、空き店舗が増えている。今後も増大する傾向があるため、都市計画として緊急に大きな政策転換が求められている、これまでのような

市街地の拡大は大きく制限され、同時に既成市街地での大型再開発も必要ではあるが、その適正規模が問われることになる。つまり地域単位でのグロースマネジメント（成長管理政策）が必要となる。そうでないとますます空きスペースが増加することになる。

一方空いてしまったスペースの有効活用も重要である。歯抜けになってしまった商店街や住宅地は、一部は公園や遊び場への転換は可能だが、駐車場ばかりが増えてしまつては、寂れた街並みになってしまふ。日本の一人あたりの住宅面積はまだ小さいので、土地代を含まない賃料の設定等様々な工夫によつて、きめ細かなコミュニティサービスやより豊かな住環境を実現することは不可能ではない。

まち普請の事例では、「さ



写真3 世田谷トラストまちづくりによる「地域共生の家」の事例、保育の仕事に長く携わったオーナーが、祖父の建てた家に住み継ぎ、近所の子どもたち、子育て中の親、子、孫に開放（出典：世田谷トラストまちづくりホームページ）

くら茶屋にししば」や「こまちカフェ」等、空きスペースを活用したコミュニティカフェの先駆的事例が多いので、これはもっと増やしていくべきである。また、世田谷トラストまちづくりの「地域共生の家」の事例では、戸建て住宅の空き部屋を活用した子育て支援サービスやケアラーに対する癒しの場、さらに子供の遊びの場の提供等が多様に行われている。横浜市においても、今後「住宅のまち開き」が住宅地全体のコミュニティの豊かさに貢献していくことが十分可能である。このような事例は、まさに「個人空間の共有空間化」であり、行政が建設する公共施設のつくり方までも大きな影響を与える内容である。(写真3)